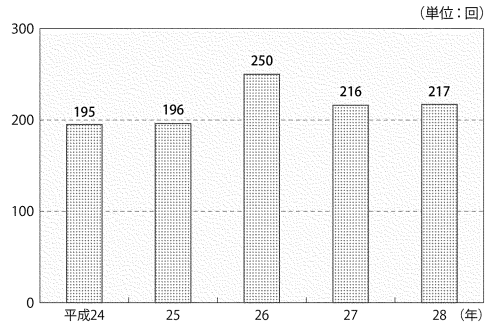
図6　職員団体等との会見回数



第７章　公平審査

公平審査には、懲戒処分、分限処分など不利益処分についての審査請求、勤務条件に関する行政措置の要求、災害補償の実施に関する審査の申立て等及び給与の決定に関する審査の申立ての仕組みがあり、それぞれ職員から人事院に対してなされた場合に、準司法的な所定の審査手続に従って、迅速かつ適切に事案の処理を行っている。人事院は、事案処理に関する目標を定め、その進捗状況等を定期的に把握するとともに、手続面での効率化を進めるなど、事案の早期処理に取り組んでいる。このほか、職員からの苦情相談を受け付け、各府省に対する働きかけを含め必要な対応を行っている。

これらの公平審査の仕組みは、中立第三者機関である人事院が、職員の利益の保護、人事行政の公正の確保、ひいては公務の能率的な運営に資することを目的とするものである。また、勤務条件に関する行政措置の要求の仕組みは、給与勧告・報告の制度等と並び、職員の労働基本権制約の代償措置の一つとして位置付けられ、勤務条件の改善と適正化のため重要な意義を有するものでもある。

第１節　不利益処分についての審査請求

不利益処分についての審査制度（国公法第90条）は、職員からその意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、人事院が、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会が作成した調書に基づき、処分の承認、修正又は取消しの判定を行うものである。

人事院は、処分を修正し又は取り消した場合には、その処分によって生じた職員の不利益を回復するための処置を自ら行い、又は処分者に対し必要な処置を行うように指示することとされている。なお、人事院の判定は、行政機関における最終のものである。

不利益処分の審査は、規則13―１（不利益処分についての審査請求）に定められた手続に従って行われ、集中審理を行うなどして事案の早期処理に努めている。

平成28年度の係属件数は、前年度から繰り越した６件を加えて13件となった。その処理状況は、判定を行ったもの６件（処分承認６件）、取下げ・却下等１件であり、平成29年度に繰り越したものは６件である（表７－１）。

表7-1　平成28年度不利益処分審査請求事案判定一覧

(1) 懲戒処分

指令番号	判定年月日	原処分等	判定	審理方式
13-19	28. 6.17	懲戒免職（個人情報の私的利用等）	承　認	公　開
13-25	28. 9.30	懲戒免職（官物の窃取）	承　認	公　開
13-30	28.12. 9	懲戒戒告（不適切な確定申告による信用失墜行為）	承　認	審　尋

(2) その他

指令番号	判定年月日	原処分等	判定	審理方式
13-22	28. 7.22	辞職承認	承　認	審　尋
13-24	28. 7.29	辞職承認	承　認	審　尋
13- 5	29. 3.10	配置換	承　認	審　尋

（注）　審理方式は、請求者が、公開口頭審理、非公開口頭審理又は書尋審理（両当事者を対面させず非公開で行う審理）のいずれかを選択することとされており、表中「公開」は公開口頭審理を、「審尋」は書尋審理を示す。

第２節　勤務条件に関する行政措置の要求

行政措置要求の制度（国公法第86条）は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たることで、職員が勤務条件の改善と適正化を能動的に求めることを保障するものである。

行政措置要求の審査は、規則13―２（勤務条件に関する行政措置の要求）に定められた手続に従って行われる。

平成28年度は、新たに受け付けた12件と前年度から繰り越した３件の計15件が係属したが、その処理状況は、判定を行ったもの３件、取下げ・却下７件であり、平成29年度に繰り越したものは５件である（表７－２）。

表7-2　平成28年度行政措置要求事案判定一覧

判定年月日	要求内容	判定
28.10.28	職場における健康管理対応問題の改善	棄　却
28.12. 9	業務が過少であることの改善	棄　却
29. 2.24	非常勤職員の年次休暇に係る１日未満の端数の繰越し等	一部容認

第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査申立制度（補償法第24条）は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の措置申立制度（補償法第25条）は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

災害補償の審査等は、規則13―３（災害補償の実施に関する審査の申立て等）に定められた手続に従って行われる。

平成28年度は、新たに受け付けた９件と前年度から繰り越した12件の計21件が係属したが、その処理状況は、判定を行ったもの11件、取下げ・却下２件であり、平成29年度に繰り越したものは８件である（図７－１、表７－３）。

図7-1　平成28年度判定事案の内容別内訳

